

CBDCフォーラム DG3
「CBDCエコシステムに関するディスカッション・グループ」
第1回会合の議事概要

1. 開催要領

(日時) 2026 年 9 月 3 日 (木) 14 時 00 分～16 時 10 分

(形式) 対面形式およびWeb会議形式

2. プレゼンテーション

- 事務局から、CBDCエコシステムに関する過去のCBDCフォーラムにおける議論内容¹を説明し、参加者から以下のコメントがあった。

(参加者)

- ・ CBDCフォーラムを開始した当初と比べて、内外の環境は大きく変わってきている。すなわち、CBDC発行に対するスタンスに国ごとの変化がみられる一方、ステーブルコインなど新たなマネーを後押しする動きもある。CBDCの検討は、こうした各国の方針や新たなマネーに対する規制の動向など複数の要素に影響を受けるものであり、今後の各ディスカッショングループ(DG)での議論は、諸外国のスタンス等を含め、全体を俯瞰した中でCBDCを捉える視点が重要。
- 事務局から、海外動向の紹介として「CBDCを巡る欧州と英国の動向」についてプレゼンテーション²を実施。その後の質疑応答の概要は以下のとおり。

(参加者)

- ・ 説明にあった「スキーム」という言葉(脚注2内p. 7等)は、クレジットブランドが提供するサービス、リスクマネジメントレイヤーとしての「ブランド」と理解すると良い。欧州の法令では、決済システム運営者(プロセッシング運営者)と「スキーム」運営者を明確に切り分けている。「スキーム」運営者は、リスク顕在化時のリカバリー、事業者間やエンドユーザー間の紛争解決ルール等を運用する見合いとしてフィーを得ている。

¹ https://www.boj.or.jp/paym/digital/d_forum/dg3/dfodg261019g.pdf 参照

² https://www.boj.or.jp/paym/digital/d_forum/dg3/dfodg261019f.pdf 参照

- ・ こうしたもと、欧州では数年前までは、決済コストを引き下げするために、フィーの高い「スキーム」を削るといった議論が活発であった。もっともその後、特殊詐欺の影響により、即時決済サービスのリスクの高さが明らかとなり、ここ数年間で、コストがかかっても「スキーム」が必要という議論に戻ってきたものと認識。英国のCBDCに関する検討においても、リスク抑制策をサービスレイヤー等で手当てしていく必要性について議論が出てきており、これも大きな変化と認識。

（参加者）

- ・ デジタルユーロのコバッジング³（Co-badging）に関するブランドルールについてお伺いしたい。クレジットカードに新たな決済ルートを組み入れる場合、各ブランドのルールに則ったテストが必要となる。この点、過去のWGでは、日本において、新たな決済ルートで処理する必要があるCBDCが導入された場合、テスト負担が相当程度大きくなることを議論した記憶がある。この点、デジタルユーロでの運用方法は決まっているのか。

（プレゼンター）

- ・ デジタルユーロのコバッジングについては、コスト・シナジーの両面から、ERPBを通じた協議が継続している。また、ECBは、4月に、欧州の3つの主要な標準化団体と協業する協定に署名しており、その中には、加盟店システムのバックエンドに関する規格を取り扱う団体も含まれている。

（参加者）

- ・ 日本と欧州では、ペイメント環境が大きく異なる点を補足したい。日本では、店舗端末からCAFIS、CARDNET等の複数の決済システムに繋がっていることが一般的。他方、欧州では、店舗端末は、PSP等が設定した手順で概ね一つのシステムに繋がりと、決済が実行される構成となっている。したがって、欧州では、CBDCの導入の際、コバッジングのもとでも、店舗レイヤーでの対応は難しくないかと理解している。この点、日本では、独自のモデルを考えていく必要がある。

³ 1枚の物理的なカードにデジタルユーロの決済機能と既存の国内決済スキームや民間ブランドを併記・共存させる仕組み。

3. ディスカッション

- 事務局から、C B D Cエコシステムに関する欧州・英国の動向と過去のC B D Cフォーラムでの議論内容を踏まえて、今後D G 3で議論する論点を提示⁴し、その論点に関してディスカッションを実施した。概要は以下の通り。

(参加者)

- ・ 議論の前提として、日本では、海外と比べて、決済を取り巻く法令、仕組み、プレーヤーが複雑であることを認識することが重要。K Y Cなど共通部分はあるものの、例えば、送金の場合には銀行法や資金決済法、キャッシュレス決済の場合には割賦販売法が適用されるといった違いが挙げられる。
- ・ システム構築に際しては、今後C B D C発行までに起こるイノベーションも前提に考えることが適切。現在、既存の金融機関、決済システムがモダンな仕組みに変わってきているもと、C B D C以外の周辺システムの進化も考慮すべき。
- ・ また、様々な法令やプレーヤーが存在することを念頭に、組み合わせ自由な機能配置を可能とする疎結合なシステムを意識すべき。例えば、送金とキャッシュレス決済では根拠法令が異なるが、機能に着目すると、K Y Cなど共通部分が存在する。法令別というよりは機能別にシステムを構築していく発想が重要。
- ・ ユーザーは、C B D C以外の決済手段も利用するため、例えば、デジタルユーロのコバッキングのようなサービスを意識した場合にどのような仕組み・システムが良いかを考える必要もある。加盟店契約でみても、クレジットカードやQRコード決済を利用可能な同一の加盟店契約に対し、ステーブルコイン等を追加する方法もみられている。こうした点を踏まえても、疎結合を意識したシステム構築が重要。
- ・ 過去のQRコードの標準化の状況を振り返ると、標準化したQRコードを幅広い事業者採用してもらう難しさがあった。このため、C B D Cの仕様標準化は、複数法令に関わることを踏まえて省庁横断的な中立機関が担うこと望ましい。また、認証面では、I S M S認証やP C I D S S⁵の認定審査も参考にしながら、エコシステムの拡大を念頭に置きつつも、エコシステム参加

⁴ https://www.boj.or.jp/paym/digital/d_forum/dg3/dfodg261019e.pdf 参照

⁵ クレジットカード会員データを安全に取り扱うことを目的に策定されたクレジットカード業界の国際的なセキュリティ基準。

者が一定の基準に準拠することを確保するといった工夫が必要。

（参加者）

- ・ 民間決済をレイヤー分けすると、「アカウント（口座）」、銀行口座振替などのアカウントを用いて精算を行う「セトルメント」、セトルメント用データを作成する「クリアリング」、クリアリングに必要な取引データの取得等の一連の流れを総称した「ペイメント」（ネットワーク、オーソリのインフラなどとも言われる）、店舗端末やユーザーが利用するスマートフォンやカードデバイスといった「インターフェース」の5つに大別される。海外のC B D Cの議論では、当局が各レイヤーの役割を示すことで、民間事業者による議論が活発になっている。日本でも、政府・日銀からレイヤーごとの役割が示されると、民間事業者の議論が円滑となるだろう。
- ・ C B D Cの早期のローンチを優先した場合、「インターフェース」から「クリアリング」までは既存システムを活用する必要がある。換言すれば、「セトルメント」や「アカウント」にかかるインフラが変わるだけであればローンチのスピードへの影響が小さい。

（参加者）

- ・ 決済事業者等がC B D Cへアクセスする際に準拠すべき規則等が、既存ビジネスの法令等と重複があると、事業者のコスト負担が重くイノベーションを阻害するおそれがある。この重複を解消するような整理を中立的な機関が進めていくことが考えられるが、その場合、当該機関は、事業者によるC B D Cへのアクセスにオープンな姿勢であるとともに、明確な判断基準・フローと一定の判断権限を有し、当該機関に認められた事業者のみがC B D Cの共通仕様にアクセスできる仕組みとすることが望ましい。
- ・ フォーラムにおいて、より解像度の高い議論を行っていくためには、民間事業者による発意が重要であるというフォーラムの趣旨を尊重しつつ、一定の仮定が示されたもとで議論を進めていくことが望ましい。

（参加者）

- ・ 店舗決済において最も重要なポイントは、決済手段（インターフェース）を顧客が提示してから商品を顧客が持ち帰ってよいことを確認するまでのスピード。スピード以外では、システムの開発コスト、決済手数料、利用者数が重要。
- ・ 店舗のレジでは、紙ベースの商品券、非接触型I C、バーコード等の様々なインターフェースが既に利用されているが、新たなインターフェースの導入に

は多額のコストがかかるため、C B D Cのために新たなインターフェースを用意しなければいけないとすれば、C B D Cの導入を難しくするだろう。

- ・ 店舗にとってのC B D Cの導入や利用の容易さを優先するとすれば、C B D Cを既存決済手段の裏側で動かすことが良い。例えば、プリペイド決済のチャージが現金で行われているとしたら、それをC B D Cからのチャージに置き換えるとともに、必要に応じて、C B D Cと現金が交換できるようにすることが考えられる。

(参加者)

- ・ 加盟店の開拓は、営業だけでなく、その後の審査やK Y C関連事務などで、多くの時間と手間を要する。この点、銀行では、現状、法令に基づいて口座開設者の顧客情報を継続的に管理しているが、そうした銀行しか保有していない情報をC B D Cエコシステムの一部として活用していく発想が重要。
- ・ 相互運用性の観点でみても、例えば、トークン化預金の場合、現状の内国為替制度を活用すれば、裏付けとなる銀行預金との相互運用性が確保できると思うが、C B D Cでも、既存インフラを活かして相互運用性を確保することが、多くの決済レイヤーにとって望ましいアプローチであると考えられる。

(参加者)

- ・ 仮にC B D Cが既存決済手段のファンディングソースとして機能すれば十分という立場に立つならば、既存の仕組みを活用すればよいということになる。他方、C B D Cの役割として、キャッシュレス決済にアクセスしにくい地域で安価な決済手段を提供することを掲げる場合には、既存決済事業者がコスト負担の重さなどからアクセスできていない現状を踏まえると、費用面等では、相応の覚悟が必要と思われる。

(参加者)

- ・ 決済事業者のビジネス維持の観点では、既存インフラを活用したC B D Cの展開が現実的だが、その場合、C B D Cは、既存のキャッシュレス決済と同一のビジネスモデル、同程度の手数料となり得る。この点、国が発行する安価な決済手段を期待する国民の理解を得にくいのではないか。
- ・ 決済事業者のビジネスが成り立ちにくい領域にC B D Cを普及させていく場合、決済事業者、加盟店等に対して何らかの公的補助を行うアプローチも考えられる。

(参加者)

- ・ C B D C のリスク負担等の大きさは、信用供与のための資金調達、未収金リスク等を考慮すべきクレジットカードと異なる。また、システムやネットワーク面だけを考慮すれば、クレジットカードブランドでは、オンアス取引⁶に別途適用される手数料体系も存在する。こうした点を踏まえると、C B D C 利用時の手数料を下げる何某かの方法はあるのかもしれない。

(参加者)

- ・ 店舗へのキャッシュレス決済手段の導入は、クレジットカード、QRコード決済とも相当な年数をかけており、関係者への教育負担等を含めると更にコストは大きい。C B D C で実現したいこと如何で、その導入コストは大きく変化する。

以 上

⁶ イシューアー（カード発行会社）とアクワイアラー（加盟店契約会社）が同一であるときの取引。